

堺市監査委員公表第33号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年7月15日

堺市監査委員	小堀清次
同	田淵和夫
同	藤坂正則
同	播磨政明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	出資団体監査 (公益財団法人堺市産業振興センター)	
監査実施期間	令和3年8月2日 ～ 令和3年12月22日	
措置を講じた部局等	産業振興局 商工労働部 ものづくり支援課 公益財団法人堺市産業振興センター	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>3 財産管理について [備品等の管理について(意見)]</p> <p>センターでは、固定資産台帳に記載している固定資産(センター経理規程により取得価額20万円以上のもの)については、毎年度3月下旬に、当該台帳を基に現物確認を行っている。</p> <p>一方、取得価額が20万円未満の資産については、これを管理する台帳等はなく、現物確認も行っていないとのことである。しかし、換価性の高いものについては、資産保全の観点から、備品台帳等による管理を行い、必要に応じて現物確認することが望まれる。</p> <p>また、備品にはノートパソコンなども含まれるが、それらは情報セキュリティの観点からも、より厳重に管理するよう留意されたい。</p>	<p>経理規程に取得価額が10万円以上、20万円未満かつ耐用年数1年以上のものを備品として「備品管理簿」で管理する内容を規定し、経理規程の改正を令和4年2月理事会に提案し、承認を受けました。</p> <p>また、改正後の経理規程に基づき、決算業務の一環としてノートパソコンなども含め、現物確認を行いました。</p>	<p>公益財団法人堺市産業振興センター</p>

<p>4 事業運営について</p> <p>(1) センターに併設されているレストランは、民間事業者が運営し、その休業日については、カフェ・レストラン用施設賃貸借に関する覚書により、「理事長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、別に休業日を定めることができる」とされている。</p> <p>この点、令和2年4月に新型コロナウイルス感染拡大防止のためにセンターを休館するとともに、併設のレストランも臨時休業としたが、当初の4月7日から5月6日までの期間については、事業者からの書面による申出を受け、レストランの臨時休業及び賃料免除を理事長決裁により決定していた。</p> <p>しかし、その後、緊急事態宣言が延長され、5月31日までの臨時休業及び5月分の賃料免除を行っていたが、書面による決定を行っていなかった。</p>	<p>緊急の場合であっても、書面による意思決定を得るよう、令和3年9月24日に所属職員に対し指導しました。また、今後は上記のような申し出がなされた場合に必要な対応を整理し、漏れがないようにチェック体制を整えます。</p> <p>緊急事態宣言の発出に伴う府有施設の貸館・貸会場の休館対応、それを踏まえた本市の市有施設の貸館の休館対応に基づき、団体へ対応要請を行っていました。今後は同様の事案が生じた場合、上記対応要請に加え、各種事務手続の適正な実施について通知、指導します。</p>	<p>公益財団法人堺市産業振興センター</p> <p>ものづくり支援課</p>
<p>(2) 堺市公益財団法人堺市産業振興センター事業補助金交付要綱には補助対象経費が、限定列举されている。</p> <p>この点、センターは、補助対象事業の実施に必要なものとして支出したセンターの経費のうち、什器備品購入支出、建物建設（購入）支出、リース債務返済支出について、センターの決算書とは別に振替表を作成し、下表のように、それぞれ別の費目名（経費）に振り替えて、事業補助金の実績報告書</p>	<p>堺市と補助対象経費について整理したうえで、令和3年度の補助金実績報告から、センターで作成する決算書と一致するように報告しました。</p> <p>今回の御指摘を受け、令和3年度分は、令和4年2月24日に補助対象経費の取扱いについて考え方を整理したものを通知したうえで、センターの決算書と補助金実績報告書が一致するように令和4年4</p>	<p>公益財団法人堺市産業振興センター</p> <p>ものづくり支援課</p>

を作成し、振替表とともに市に報告していたため、センターの決算書と市への実績報告書が一致していなかった。

	振替前（センターの決算書）	振替後（市への報告書）
ア	什器備品 購入支出 16,144,752 円	消耗品費 支出 16,144,752 円
イ	建物建設 （購入）支出 14,195,388 円	修繕費 支出 14,195,388 円
ウ	リース債務 返済支出 3,800,580 円	貸借料 支出 3,800,580 円

[債務者の経営状況及び担保価値の把握について（意見）]

センターでは、金融支援事業として中小零細の事業者（債務者）が金融機関から融資を受ける際の債務保証を行っている。債務者の返済が滞った場合は、センターが債務者の代わりに、金融機関に対して弁済（代位弁済）を行い、その後、センターが債務者へ求償することとなる。

これに関して令和 2 年度に、過去にセンターが代位弁済したことにより生じた債務者への求償債権について、回収不能として確定したものが 1 件、29,162,434 円計上された。

回収不能に至った過程で、債務者から担保として提供された土地の使用用途が変化（融資時点では駐車場として利用、競売時点では産業廃棄物置場として利用）したことにより、担保価値が大幅に減少し、競売等による回収価額が下落したとのことである。

金融支援事業として債務保証を行うに際しては、事業性等を見極めるとともに、その後も経営状況

月中旬に提出を受けました。

また、令和 4 年度分以降は、令和 4 年 4 月 1 日に改正した要綱に基づき、補助対象経費を一致させた上で交付申請及び実績報告を受けるようにします。

今回の御意見を受け、債務保証残高の大きな案件を中心にリストアップを行い、担保物件の所在地を地図に落とし込み可視化し、効率的に行うために外出時等の機会を捉え必要に応じて実査を行います。

更に、今後も保証付き融資の貸出元である民間金融機関との情報交換や連絡を密にし、債務者の業況の確認に努め業務履行に努めます。

また、債務者から経営支援や各種制度利用等の要請を受けた際には、当センターの専門性を有する事業部門と連携します。

公益財団法人堺市産業振興センター

<p>を常に掌握し、また、必要に応じて、担保価値が著しく毀損していないかを確認するよう努められたい。あわせて経営支援事業や需要開拓事業等、センターの持つノウハウと連携する等、総合的な支援体制を構築することを検討されたい。</p>		
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--